

Q

会計参与の設置とその職務

新会社法では、「会計参与」という機関が創設されたようですが、具体的にはどのような機関でしょうか。

A

会計参与とは、端的に言えば「取締役・執行役と共同して計算書類を作成する」機関です。会社が会計参与を置くかどうかは任意とされ、取締役会を設置した株式譲渡制限会社が、会計監査人を置いていない場合には、会計参与を置くことにより監査役を置かなくてもよいことになっています。

会計参与は、「①取締役等と共同して計算書類を作成し、②企業とは別に計算書類を5年間保存し、③株主および債権者からの計算書類の閲覧の請求を受け、④株主総会において計算書類に関して株主が求めた事項について説明をしなければならない」とされています。また、⑤計算書類の作成等に必要の権限を有しており、会計帳簿やこれに関する資料の閲覧・謄写請求権、取締役・使用人等への報告を求める権利、子会社等の調査権もあるものと判断できます。

会計参与は、税理士・税理士法人・公認会計士・監査法人(以下「税理士等」)でなければならず、会計参与を設置した場合には、設置した旨および会計参与の氏名または名称は登記されることになります。

顧問税理士と会計参与は兼務できますが、「その会社や子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人または支配人その他の使用人を兼ねることはできない」、という兼任禁止規定があります。

会計参与は、中小企業の計算の適正を図るために、会計監査人が置かれない会社が税理士等を選任する方法になると思われます。会計参与が設置されていると、金融機関の融資等において優遇するような制度になった場合には、会計参与の導入は増加していくものと思われます。

会計参与は、計算書類の正確性等に関して、会社の取締役と連帯して責任を負い、株主代表訴訟の対象にもなります。ただし、社外取締役と同様に事前免責契約等による2年の責任軽減は受けられます。